

2024年5月9日

大阪市教育委員会  
教育長 多田 勝哉 様

大阪市学校職員労働組合  
執行委員長 場口 博文

## 2024 自治労現業・公企統一闘争に関する要求書

自治労は 2024 現業・公企統一闘争を産別統一闘争として「住民の未来に貢献できる、自治体による質の高い公共サービスの確立」を基本的な目標に掲げ「職の確立」を基本とする「新たな技能職」へのとりくみと「より質の高い公共サービス」の提供に必要な人員確保や賃金・労働条件の改善をめざすため、個別の具体とりくみ指標を設定し、全国で闘争体制の強化をはかることとしています。

また、長年の退職者不補充や任用替えなど合理化の矢面に立たされてきた現業・公企職場の最重要課題は人員確保であることから、春闘段階から年間を通じたとりくみを進めるとして、第1次、第2次のとりくみゾーンを設定し、通年のたたかひの強化をはかり、とりくみを進めています。

近年、全国各地で想定を超える大規模自然災害が頻発する中、大阪市では「大阪市地域防災計画」や「大阪市地域防災アクションプラン」を設定し、防災・減災対策を推進する一方で「市政改革プラン3.1」では、新たに、改革プラン終了以降の目標として、直営業務を精査し技能職員を半数程度に削減するとの考えを示しています。

今日、多様化する市民ニーズへの対応と地域社会が必要とする「質の高い公共サービス」を提供するため、教育現場の第一線で地域と密着している現業・現場職員が日常的に市民要望を政策情報として収集し教育行政に反映していくことが不可欠であり、業務実態に応じた業務執行体制を確立するための学校現業職場のあり方について、十分に組織討議を行い、これまで学校現業職員が地域・職場で果たしてきた実績を活かし、新たな役割を創出すべく、現業職場の確立をはかるとりくみを推進していかなければなりません。我々の担う業務は児童・生徒にとって欠かすことができないことから、大阪市職員である自覚と責任のもと、日々、懸命に業務を遂行しています。

そのうえで、引き続き、直営を基本とした施策の実施など、分権自治体改革にむけた市政改革や現場実情に応じた教育改革となるよう強く要請するとともに、2024 自治労現業・公企統一闘争の意義と趣旨を十分に踏まえ、下記の内容について申し入れますので、大阪市教育委員会として誠意をもって対応されるよう要求します。

### 記

1. 労使関係について「労使対等の原則」「労使自治の原則」「相互不介入の原則」「相互理解の原則」等にもとづき労働組合法をはじめとしたあらゆる関係諸法令を遵守すること。

2. 管理作業員職場において自治体直営を基本とし業務実態に基づく適正な要員配置を行うこと。  
単数配置職場においては現場実情を十分把握し適正な要員配置を行うこと。  
また、すべての勤務労働条件の変更について労使合意を基本に十分な交渉・協議を行うこと。
3. 「労働基準法」および「労働安全衛生法」を遵守し、労働安全衛生管理体制の充実・強化を図り、公務災害・労働災害を一掃するための対策を講じること。  
また、職員一人ひとりの心の健康の保持増進ならびに職場環境の改善に向けてのとりくみの充実をはかること。  
あわせて、労働安全衛生対策に関する予算の確保をはかること。
4. 定年延長における高齢期職員の働き方について労働安全衛生の観点からも労使で十分に協議を行い、65歳まで安全で安心して働き続けられる職場環境を整備すること。  
また、再任用職員については職場実態に応じ適正に配置すること。
5. 現業管理体制のさらなる充実・強化を図り、管理作業員の現場力を十分発揮できる必要な対策を講じること。  
また、各級主任設置要綱に基づく適正な対応をはかること。
6. 人事評価制度については、現場で技能職員として担っている役割を的確に反映させた職場実態に応じた評価制度とし、4原則（公平・公正性、透明性、客観性、納得性）2要件（労使協議制度の確立・苦情処理機関の設置）の確立した制度に改め、人材育成を主眼とする制度運用をはかること。  
また、現行の職員基本条例に基づく相対評価は廃止すること。
7. 教職員勤務情報システムに伴い、管理作業員に共有端末等の対応並びに周辺機器の充実をはかること。
8. 災害発生時の避難拠点となる学校園施設における管理作業員の役割を明確にすること。
9. 学校現業労働者に対する職業差別を撤廃し、賃金労働条件をはじめ、あらゆる差別的な制度を廃止および改善をはかること。

以上